

第13回県央地域の救急医療の在り方に関する検討会 次第

日 時 平成21年1月7日(水)午後7時15分
場 所 三条市役所 2階 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 県医師会応急診療所建設工事の進捗状況について【資料 1】

(2) 医療機器等の選定について【資料 2】

(3) 職員の募集について【資料 3】

(4) 参加医師について【資料 4】

(5) 二次救急休日輪番について【資料 5】

(6) 運営に関する規定の整備について【資料 6】

(7) 開設周知広報について【資料 7】

(8) その他

3 閉 会

「県医師会応急診療所」建設工事進捗状況

工事番号・工事名	工事竣工期限	12月末現在 建物部分進捗率 (見込み)
県央医第1号 県医師会応急診療所建設建築本体工事	平成21年3月23日	65.0%
県央医第2号 県医師会応急診療所建設電気設備工事		40.0%
県央医第3号 県医師会応急診療所建設機械設備工事		44.9%

* 建物部分以外の追加工事内容 (平成20年12月24日契約)

工事番号・工事名	主な追加内容
県央医第1号 県医師会応急診療所建設建築本体工事	アスファルト舗装、消雪パイプ布設、駐車場看板設置
県央医第2号 県医師会応急診療所建設電気設備工事	外灯設置、監視カメラ設置
県央医第3号 県医師会応急診療所建設機械設備工事	給排水設備

県央医師会応急診療所「医療機器」等一覧表

【医療機器】

設置場所	品名	メーカー	数量	備考
診察室(1・2)	電動診察台	タカラベルモント	2台	サイドフェンス(大)
	電動式スツール	タカラベルモント	2台	
	シャウカステン(1枚用)	ユヤマ	2台	安定器仕様
	脱衣かご(2段用)	松吉	2台	
	エレマーノ血圧計	テルモ	2台	
	打腱器	松吉	2個	
処置室	電動診察台	タカラベルモント	1台	サイドフェンス(大)
	脱衣かご(2段用)	松吉	1台	
	回診車(引出3段)	松吉	1台	
	エマジン小型吸引器	松吉	1台	口腔・気道用
	軽量ストレッチャー(昇降・担架固定式)	松吉	1台	
	車椅子(背折れ式)	松吉	1台	自走式
点滴室	2クランクギャッチベッド	パラマウントベッド	4台	サイドレール2本付
	脱衣かご(2段用)	松吉	4台	
	I Vスタンド	パラマウントベッド	1台	
救急処置室	電動診察台	タカラベルモント	1台	サイドフェンス(大)
	手術灯(スカイルックス)	山田医療照明	1台	
	動脈止血器	瑞穂	1式	空気止血帯
	シャウカステン(1枚用)	ユヤマ	1台	安定器仕様
	全自動高圧蒸気滅菌器	ユヤマ	1台	
	卓上型シーラー	松吉	1台	
	器械台(2段)	松吉	1台	
	丸型カスト	松吉	2個	
	マイスココンパクト救急カート	松吉	1台	
	酸素吸入器(キャリータイプ)	松吉	1台	
	救急用人工蘇生器	松吉	1式	成人・新生児用
	気管挿管セット		1式	
	外科鑷子(無鉤15cm)	瑞穂	15丁	
	外科鑷子(有鉤15cm)	瑞穂	15丁	
	ヘガール型持針器(12.5cm)	瑞穂	5丁	
眼科剪刀(反)	瑞穂	5丁		

設置場所	品名	メーカー	数量	備考
救急処置室	異物鑷子	松吉	5丁	
X線室	CRシステム	コニカミノルタ	1式	
	X線一般撮影装置システム	東芝	1式	
検査室	ベットサイドモニター	日本光電	1台	
	免疫反応測定装置	日本光電	1台	
	パルスオキシメーター	日本光電	1台	
ナースステーション・調剤・受付	アンプル・外用薬キャビネット	松吉	2台	
	掃除機	松吉	1台	
	薬用冷蔵ショーケース	三洋電機	1台	
	超小型自動分割分包機	ユヤマ	1台	
その他	X線フィルムキャビネット	松吉	2台	
	タオル掛	松吉	2個	
	モップ	松吉	3個	
	モップ絞り器	松吉	3個	
	ホーキ	松吉	2個	
	チリトリ	松吉	2個	
	空気清浄機	松吉	6台	

《機器リース(予定)》

超音波画像診断装置

全自動血球計算器

医療事務電算システム(パソコン・プリンタ・ソフト)

【診療材料等】

区分	主な医療材料等
作業関連	ビニールグローブ、フェイスマスク、ディスポーザブルエンボスエプロン、微粒子用マスク、消毒用アルコールタオル、滅菌判定カードほか
注射・点滴関連	酒精綿、ネオラス注射針、シリンジツベルクリン針付、テルフュージョン輸液セット、翼状針、静脈留置針、絆創膏、針捨てボックスほか
処置関連	滅菌済シート、滅菌手袋、滅菌済ガーゼ、滅菌済メス、針付縫合糸、創傷閉鎖用テープ、医療廃棄物用ゴミ箱、絆創膏ほか
救急カート関連	酸素フェースマスク、血糖測定セット、吸引カテーテルほか
整形関連	シーネ・アルミ指用、シーネ・ロールタイプ、三角きん、頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯、胸部固定帯、膝関節固定帯
テープ関連	伸縮性包帯、伸縮ネット包帯、粘着性伸縮包帯、プラスチックテープ、不織布テープほか
その他	木製舌圧子、脱脂綿、滅菌済綿棒ほか

【什器・備品】

設置場所	主な物品
風除室	傘立て
待合ホール	システムベンチ、椅子、テレビ、壁掛け時計、パンフレットスタンド、コートハンガーほか
ナースステーション	ナーステーブル、椅子、机、保管庫、コピー・FAX・プリンター複合機、パソコン、耐火金庫ほか
調剤室	机、椅子
診察室	診察デスク、椅子、ワゴン、保管庫
処置室・点滴室	腰掛け
救急処置室	机、椅子、保管庫
スタッフルーム	テーブル、椅子、テレビ、洗濯乾燥機、座卓ほか
休憩室	机、椅子、ベット、ロッカー、テレビ
湯沸し室	キッチンキャビネット、冷蔵庫
更衣室	ロッカー、コートハンガー
倉庫	脚立

職員の募集について

【配置人数】

職 種	夜 間 < 通年 >	昼 間 < 休日 >
薬 剤 師	1 名	
看 護 師	2 名	3 名
レントゲン技師	配置なし	1 名
事 務 員	2 名	

【職員体制】

職 種	運営職員体制 予定実人数	確保人数	不足人数
薬 剤 師	50人	50人	***
看 護 師	14人	4人	10人
レントゲン技師	6人	6人	***
事 務 員	6人	6人	***

【職員募集(案)】

職 種	看護師
人 数	10人
資 格 要 件	看護師又は准看護師免許取得者で、実務経験を有する方
勤務時間及び賃金等	県医師会応急診療所運営に関する規定に定めるとおり
募 集 期 間	平成21年2月1日～
募 集 方 法	新聞広告及び県四医師会地域の医療機関窓口掲示や市町村広報掲載など
面 接	平成21年2月中旬以降、順次実施
採 用 決 定	平成21年3月上旬以降、順次決定(3月中に研修予定)

* 募集内容決定後、市町村長に広報掲載を依頼する。

「県央医師会応急診療所」参加医師数

【参加医師数（平成20年12月26日現在）】

医師会名	参加医師数	内 訳		
		内科系	外科系	拘 束
三 条 市 医 師 会	46名	30名	12名	4名
加 茂 市 医 師 会	19名	11名	8名	**
燕 市 医 師 会	19名	11名	9名	**
見附市南蒲原郡医師会	10名	6名	4名	**
合 計	94名	58名	33名	4名

* 燕市医師会：1名 内科系・外科系兼ねる。

* 拘 束：皮膚科<2名>・眼 科<2名> ((三条市医師会のみ))

【勤務要望日別人数】

〈内科系〉

医師会名	参加者数	夜 間		昼 間
		月曜日～金曜日	土曜日・休 日	休 日
三 条 市 医 師 会	30名	26名	26名	22名
加 茂 市 医 師 会	11名	8名	3名	***
燕 市 医 師 会	11名	3名	10名	***
見附市南蒲原郡医師会	6名	6名	***	***
合 計	58名	43名	39名	22名

〈外科系〉

医師会名	参加者数	夜 間		昼 間
		月曜日～金曜日	土曜日・休 日	休 日
三 条 市 医 師 会	12名	12名	12名	12名
加 茂 市 医 師 会	8名	5名	3名	***
燕 市 医 師 会	9名	8名	1名	***
見附市南蒲原郡医師会	4名	4名	***	***
合 計	33名	29名	16名	12名

県央医師会応急診療所運営規則（案）

（目的）

第1条 この規則は、社団法人三条市医師会、社団法人燕市医師会、社団法人加茂市医師会及び社団法人見附市南蒲原郡医師会（以下「県央四医師会」という。）が、休日及び夜間における救急患者に対して必要な医療を提供し、県央地域の一次救急医療の確保を図るため、診療所を設置及び運営するにあたり、必要な事項を定めるものである。

（診療所の名称、位置及び診療科目）

第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置	診療科目
県央医師会応急診療所	三条市興野一丁目13番67号	内科、小児科、外科、 整形外科

（診療所長）

第3条 県央医師会応急診療所（以下「診療所」という。）の所長は、三条市医師会長が兼務する。

（診療日及び診療時間）

第4条 診療所の診療日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、同月3日、8月15日、同月16日及び12月31日（以下「休日」という。）並びに休日を含む通年の夜間とする。

2 診療時間は、次のとおりとする。

診療日	受付時間	診療時間
夜 間	午後7時から午後10時まで	午後7時30分から午後10時30分まで
休 日	午前9時から正午まで	午前9時30分から午後0時30分まで
	午後1時から午後4時30分まで	午後1時30分から午後5時まで

3 前項の規定にかかわらず、救急患者の容態により診療が終了しない場合は、診療時間を延長する。

（運営委員会）

第5条 診療所の管理、運営及び県央地域の一次救急医療に関する事項を検討協議し、診療所の円滑な運営及び一次救急医療の確保を図るため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、県央四医師会の各医師会から選出の委員若干名で組織する。

- 3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選する。
- 4 委員会は、随時開催し、委員長が召集する。委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、三条市医師会事務局（以下「医師会事務局」という。）がこれに当たる。

（診療報酬）

第6条 社保、国保、後期高齢者医療、生保については保険診療により、交通事故、労災及び保険証を持参しない者は自由診療とする。

（診療従事者）

第7条 診療所の当日診療に従事する者（以下「診療従事者」という。）及び人数は、別表1のとおりとする。ただし、必要に応じて増員することができる。

- 2 診療従事者の勤務時間は、別表2のとおりとする。ただし、診療が終了しない場合は、診療が終了するまで勤務時間を延長する。
- 3 診療従事者に支給する報酬、賃金、旅費交通費及び小児科拘束手当は、別表3に定めるところによる。

（当番日の決定と交替）

第8条 当番日は、委員会において決定し、当番表を作成する。

- 2 当日従事できない事情が発生したときには、自己の責任において交替を選定し、医師会事務局に報告しなければならない。

（病院当直医の登録及び当直情報）

第9条 救急対応の迅速・効率化を図るため、県央地域の二次救急病院当直医の専門分野及び診療領域を診療所に事前登録するものとする。

- 2 医師会事務局は、毎月の当直医を把握するとともに、当日の当直医確認情報及び診療所当番医師（以下「担当医」という。）を県央地域の二次救急病院に報告しなければならない。

（担当医の服務）

第10条 担当医は、応急診療所診療日誌（以下「日誌」という。）（別紙様式1）の氏名欄に氏名を署名し、日誌に当日の状況、自己の感想等を記載すること。

- 2 担当医は、患者の診察終了後に必ずカルテを作成すること。
- 3 患者の症状により、二次・三次救急病院に転送が必要と判断したときは、救急隊・などの関係機関と連携し、救急病院への搬送手続きを取ること。

（薬剤師、看護師、レントゲン技師及び事務員の服務）

第 1 1 条 薬剤師、看護師、レントゲン技師及び事務員は、日誌の氏名欄に氏名を署名すること。

2 薬剤師は、調剤及び薬剤、衛生材料及び薬剤機器の管理に当たるとともに、薬剤等の補充について所定の伝票（別紙様式 2）に記載しなければならない。

3 看護師は、診療の介助及び診察室、処置室、検査室、点滴室及び救急処置室の管理に当たるとともに、薬品及び衛生材料の補充について所定の伝票（別紙様式 2）に記載しなければならない。

4 レントゲン技師は、放射線検査及び X 線室（操作室を含む。）の管理に当たるとともに、X 線検査機材の補充について所定の伝票（別紙様式 2）に記載しなければならない。

5 事務員は、患者の受付け、会計及び診療所施設の管理を行うとともに、当日の診療状況を診療状況表（別紙様式 3）に記載し、併せて火災、盗難の防止を図らなければならない。

（協議）

第 1 2 条 この規則に定める事項に疑義が生じたとき又は定めのない事項については、委員会で協議の上、決定するものとする。

（委任）

第 1 3 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

診療従事者配置表

職 種	配置人数	
	夜 間	休 日
医 師	2名(内科系1名・外科系1名)	
薬 剤 師	1名	
看 護 師	2名	3名
レントゲン技師	配置なし	1名
事 務 員	2名	

別表2

診療従事者勤務時間

職 種	勤務時間		
	夜 間	休 日	
医 師	午後7時30分から午後10時30分まで	午前9時30分から午後0時30分まで	午後1時30分から午後5時まで
薬 剤 師 看 護 師 事 務 員	午後7時から午後10時30分まで	午前9時から午後0時30分まで	午後1時から午後5時まで
レントゲン技師	*****		

別表3

報酬、賃金、旅費交通費

【報酬】

《医師報酬》

区 分		1時間単価	
平 日	夜 間	12,500円	
土曜日	夜 間	13,500円	
休 日	昼 間	日曜日・祝日	13,500円
		5月連休・盆・年末年始	17,500円
	夜 間	日曜日・祝日	13,500円
		5月連休・盆・年末年始	17,500円

* 祝日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日を用いる。以下同じ。

* 5月連休とは、5月の祝日による連続した休日を用いる。以下同じ。

* 盆とは、8月15日・16日及び8月13日の夜間を用いる。以下同じ。

* 年未年始とは、12月31日から翌年の1月3日までをいう。以下同じ。

《医師割増手当》

区 分	受診患者数	割増手当加算額
夜 間	21人～	受診患者数が20人を超えた場合に、1人につき、1,000円を加算
休 日	41人～	受診患者数が40人を超えた場合に、1人につき、1,000円を加算

* 受診患者数とは、内科系・外科系各医師の実診療人数をいう。

【賃金】

《薬剤師》

区 分			1時間単価
平 日	夜 間		4,000円
土曜日	夜 間		4,000円
休 日	昼 間	日曜日・祝日	4,000円
		5月連休・盆・年未年始	5,200円
	夜 間	日曜日・祝日	4,000円
		5月連休・盆・年未年始	5,200円

《看護師》

区 分			1時間単価
平 日	夜 間		3,000円
土曜日	夜 間		3,000円
休 日	昼 間	日曜日・祝日	3,000円
		5月連休・盆・年未年始	3,900円
	夜 間	日曜日・祝日	3,000円
		5月連休・盆・年未年始	3,900円

《レントゲン技師》

区 分			1時間単価
休 日	昼 間	日曜日・祝日	3,000円
		5月連休・盆・年未年始	3,900円

《事務員》

区 分			1時間単価
平 日	夜 間		2,300円
土曜日	夜 間		2,300円
休 日	昼 間	日曜日・祝日	2,300円
		5月連休・盆・年未年始	3,000円
	夜 間	日曜日・祝日	2,300円
		5月連休・盆・年未年始	3,000円

【旅費交通費：原案】

職 種		1 診療従事勤務当たり支給額
所 属		
医 師	三条市医師会	3,000円
	燕市医師会、加茂市医師会、見附市南蒲原郡医師会	6,000円又はタクシー利用実費
薬剤師、看護師、レントゲン技師、事務員		3,000円

【旅費交通費：修正案】

〈医師〉

所 属	1 診療従事勤務当たり支給額
三条市医師会	3,000円
燕市医師会、加茂市医師会、見附市南蒲原郡医師会	6,000円又はタクシー利用実費

〈薬剤師・看護師・レントゲン技師・事務員〉

通勤距離	支給月額	通勤距離	支給月額
2 km以上 4 km未満	2,900円	12 km以上 14 km未満	8,500円
4 km以上 6 km未満	4,000	14 km以上 16 km未満	9,600
6 km以上 8 km未満	5,100	16 km以上 18 km未満	10,700
8 km以上 10 km未満	6,200	18 km以上 20 km未満	11,800
10 km以上 12 km未満	7,400	20 km以上 22 km未満	12,900

* 徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2 km以上で、交通の用具（自動車、原動機付自転車、自転車）を使用することを常例とする者に支給する。

* 暦月の初日から末日までの期間の全日数にわたって従事しない場合は支給しない。

【小児科拘束手当】

区 分	医師拘束時間	1 診療拘束当たり支給額
夜 間	午後7時30分から午後10時30分まで	5,000円
休 日	午前9時30分から午後0時30分まで	10,000円
	午後1時30分から午後5時まで	

夜間・休日の救急診療のために

「県央医師会応急診療所」4月1日(水)オープン

三条市興野一丁目地内に県央の四医師会(三条市医師会・燕市医師会・加茂市医師会・見附市南蒲原郡医師会)が建設を進めております「県央医師会応急診療所」がオープンします。

この施設は、病院の診療時間外に症状の軽い人たちが集中して、重い症状の人の診療に支障が生じることがあるため、症状の軽い人の診療を行うとともに、入院治療や高度な医療が必要な重症の人には、救急病院や消防と連携しながら、必要な救急医療が受けられるよう手配を行いますので、ご安心ください。

日常の診療は、気軽に何でも相談できる「かかりつけ医」を持ち、早めに昼間の診療時間内に受診するようにしましょう。

県央地域の皆様が安心して暮らせるために、ご理解とご協力をお願いします。

《施設案内》

【施設位置】三条市興野一丁目地内 新潟県三条地域振興局隣

【受付時間】夜間(通年)

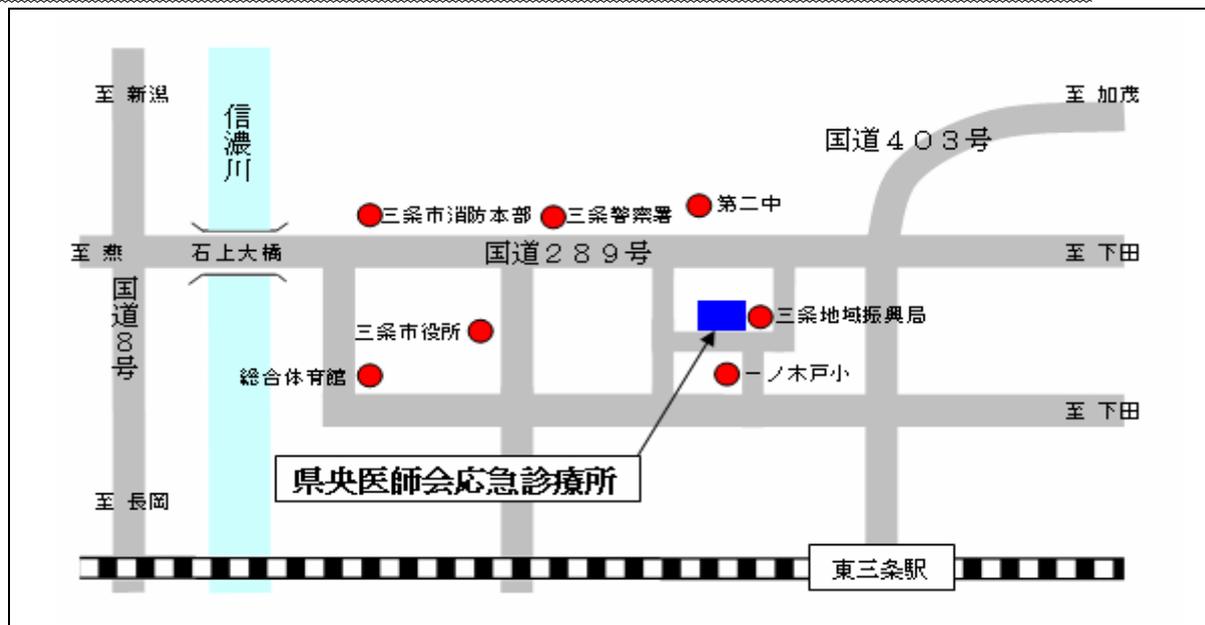
午後7時～午後10時

休日(日曜・祝日・年末年始・お盆)午前9時～正午

午後1時～午後4時30分

【診療科目】内科、小児科、外科、整形外科

* オープンにともない、三条市南新保地内の夜間診療所は廃止となります。



問い合わせ	三条市医師会	0256(32)6058
	燕市医師会	0256(92)3322
	加茂市医師会	0256(52)2085
	見附市南蒲原郡医師会	0258(62)1364

安心して救急医療を受診するために

夜間・休日の「県医師会応急診療所」4月1日スタート

近年、軽い症状でも、夜間や休日の診療時間外に病院の救急外来を受診する人が増える傾向にあります。このため、病院の救急外来が混み合い、命にかかわるような重症患者への対応が遅れてしまうことが懸念されています。

県央地域では、救急搬送される患者の地域内での受入病院の確保が困難な場合があり、やむなく他の地域の医療機関へ搬送する例が多くなってきています。

そこで、県央の四医師会（三条市医師会・燕市医師会・加茂市医師会・見附市南蒲原郡医師会）では、症状の軽い人の診療を行うとともに、入院や手術が必要な重症な人には、救急病院や消防と連携して速やかに救急医療を受けてもらうために、「県医師会応急診療所」を開設し、4月1日にスタートします。

県央地域において救急医療を提供していくためには、地域の皆さんのご理解とご協力が必要です。次のことに心がけていただきますようお願いします。

気軽に相談できる「かかりつけ医」を持ちましょう。

できるだけ昼間の診療時間内に受診しましょう。

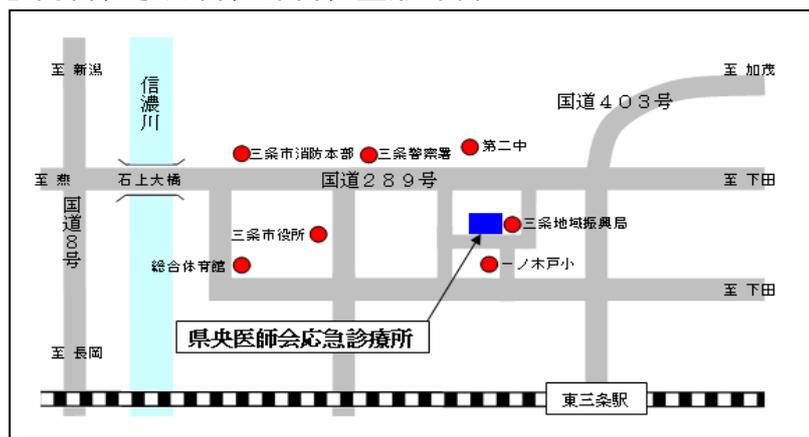
夜間や休日の急患診療は、「**県医師会応急診療所**」をご利用ください。

《施設案内》

【施設位置】三条市興野一丁目地内 新潟県三条地域振興局隣

【受付時間】夜間（通年） 午後7時～午後10時
休日（日曜・祝日・年末年始・お盆）午前9時～正午
午後1時～午後4時30分

【診療科目】内科、小児科、外科、整形外科



* 三条市南新保地内の夜間診療所は、廃止となります。

問い合わせ 県医師会応急診療所 0256(32)0909
または、三条市医師会 0256(32)6058
燕市医師会 0256(92)3322
加茂市医師会 0256(52)2085
見附市南蒲原郡医師会 0258(62)1364